

岩手県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営宮古地区（津軽石・赤前工区）土地改良事業（宮古市）に係る換地処分をした。

平成31年1月25日

岩手県知事 達 増 拓 也